

令和4年度

「スマートものづくり促進事業費補助金」のご案内

県内「ものづくり企業」の企業変革力の向上を図るため、ロボットやA I・I o Tの導入に要する経費の一部を補助し、ものづくり企業のスマート化・デジタル化を支援します。

先端技術（ロボットやA I・I o T）の導入にあたり、本補助金の活用をぜひ、ご検討ください。

＜＜補助上限額＞＞

ロボット導入枠	A I 導入枠・I o T 導入枠
600万円	200万円

※補助率は対象経費（税抜き）の2/3以内の額

＜＜補助対象者＞＞

青森県内に事業所を有する主たる事業が製造業である中小企業者（会社及び個人）

＜＜補助対象事業＞＞

以下の区分に関連するロボットやA I・I o Tの導入により、ものづくり企業のスマート化・デジタル化を促進する取組。

なお、先端技術（ロボットやA I・I o T）を初めて導入する事業者には、審査において加点措置を講じ、優先して採択することとしています。

区分	事業内容
ロボット導入枠	ロボットを活用して、自社の生産性、付加価値等を高める取組
A I 導入枠	I o Tにより収集したデータを用いて、A Iにより、自社の生産性、付加価値等を高める取組
I o T 導入枠	I o Tを活用して、自社の生産性、付加価値等を高める取組

＜＜補助対象経費＞＞

- ◎機械装置・システム構築費
- ◎専門家経費

※詳しくは裏面参照

＜＜申込締切日＞＞

**令和4年8月22日(月)まで
(消印有効)**

＜＜事業実施期間＞＞

交付決定日から
令和5年2月24日(金)まで

＜＜申込方法＞＞

以下の書類をご用意の上、郵送により令和4年8月22日(月)（消印有効）までにご提出ください。

- | | |
|------------------------------|----|
| ①申込書（第1号様式等）（HPからダウンロードできます） | 1部 |
| ②見積書など経費積算根拠が確認できる書類 | 1部 |
| ③会社等の概要がわかる書類（パンフレット等） | 1部 |
| ④会社等の決算書類2期分等 | 1部 |

※詳しくは、当会HP「スマートものづくり促進事業費補助金」をご覧ください。

【 <http://www.aia-aomori.or.jp/2274.html> 】

＜＜申請書の提出・問合せ先＞＞



（一社）青森県工業会内「スマートものづくり促進事業担当」

〒030-0801 青森市新町二丁目4-1 青森県共同ビル7階

TEL:017-718-5399 FAX:017-723-1243 メール: system@aia-aomori.or.jp

注意事項

- (1) 補助金の採択は審査会において決定します。
- (2) 本補助金事業は青森県補助金等の交付に関する規則に基づき実施されます。
- (3) 補助金の対象となる経費の発注・契約は、「補助金交付決定通知書」受領後から可能となります。
また、本補助金の補助金の対象となる経費は、発注（契約）が履行され、支払が完了した経費になりますので、補助金の実績報告期限【令和5年2月24日(金)】を踏まえた事業スケジュールを設定してください。
- (4) 補助金交付決定を受けても、定められた期日までに実績報告書等の提出がないと、補助金は受け取れません。
- (5) 実際に受け取る補助金は「補助金交付決定通知書」に記載した交付金額より少なくなる場合があります。
- (6) 国や県、市町村が助成する他の制度と重複する事業は補助対象外となります。
- (7) 本補助金を活用する事業者は、今後、県又は当会が行うセミナーや事例集作成などにおいて、要請があれば事業成果の発表（紹介）等についてご協力いただきます。

補助対象経費 詳細

補助対象となる経費であることを明確に区分でき、必要性及び金額の妥当性を証拠書類によって確認できる、以下の経費です。また、対象経費は、交付決定を受けた日以降に発注を行い補助事業実施期間内に支払いを完了したものに限りします。

◎ 機械装置・システム構築費

- ① 専ら補助事業のために使用される機械・装置、工具・器具（測定工具・検査工具、電子計算機、デジタル複合機等）の購入、製作、借用に要する経費
- ② 専ら補助事業のために使用される専用ソフトウェア・情報システムの購入・構築、借用に要する経費
- ③ ①若しくは②と一体で行う、改良・修繕又は据付けに要する経費
- ④ 購入・借用する機械装置等の搬送に要する経費
- ⑤ 補助事業の実施に必要な機械装置、情報システムの設計開発および運用（設定）に要する経費

- ※ 1 機械装置又は自社により機械装置を製作する場合の部品の購入に要する経費は「機械装置・システム構築費」となります。
- ※ 2 「借用」とは、いわゆるリース・レンタルをいい、交付決定後に契約したことが確認できるもので、補助事業期間中に要する経費のみとなります。
したがって、契約期間が補助事業期間を超える場合の補助対象経費は、按分等の方式により算出された当該補助事業期間分のみ対象となります。
- ※ 3 「改良・修繕」とは、購入した機械設備の機能を高め又は耐久性を増すために行うものです。
- ※ 4 「据付け」とは、購入した機械・装置の設置と一体で捉えられるものに限りします。設置場所の整備工事や基礎工事は含みません。
- ※ 5 2者以上の中古品流通事業者から型式や年式が記載された相見積もりを取得している場合のみ、中古設備も対象となります。

◎ 専門家経費 ※専門家経費のみの事業はお申込みできませんのでご注意ください。

補助事業遂行のために依頼した専門家に支払われる経費

- ※ 1 専門家の技術指導や助言が必要である場合は、コンサルティング業務や旅費等の経費を補助対象とすることができます。
- ※ 2 旅費は、当会の基準に従うこととなります。
- ※ 3 指導記録等を整備する必要があります。